

「国家戦略特別区域法施行規則等の一部を改正する内閣府令案」の概要

令和 7 年 2 月
内閣府地方創生推進事務局

1. 改正の趣旨

- 「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和 6 年 11 月 22 日閣議決定。以下「総合経済対策」という。）において、国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 28 条に規定する国家戦略特区支援利子補給金制度は、以下のとおり見直すこととされた。

【総合経済対策】（p15 抜粋）

国家戦略特区で認定を受けた事業者が金融機関から低利融資を受けることができる利子補給制度について、対象事業者に係る要件を緩和する⁴⁸。

- 48 対象事業分野を拡大し（医療、国際、農林水産分野等のみから、地方創生に資する他の分野にも拡大）、その事業者の規模要件を付さない（ベンチャー・中小企業等に限定しない）。併せて、地方創生に資する他の利子補給制度（地域再生支援利子補給金制度及び総合特区支援利子補給制度）との間で、それぞれの資金ニーズに応じた柔軟な執行が可能となる仕組みについて検討する。

- 国家戦略特別区域法施行規則（平成 26 年内閣府令第 20 号）第 1 条は、国家戦略特区支援利子補給金制度の対象事業分野を定めているところ、総合経済対策を踏まえ、当該対象事業分野を拡大するため、所要の改正を行う。
 - ※ 事業者の規模要件については、国家戦略特別区域法基本方針（平成 26 年 2 月 25 日閣議決定）でベンチャー企業又は中小企業者を制度の支援対象とする旨定められていることから、同基本方針を一部変更し（「国家戦略特別区域基本方針の一部変更について」（令和 7 年 1 月 17 日閣議決定、同年 4 月 1 日施行）、事業者の規模要件を撤廃することとした。
- また、国家戦略特別区域法第 8 条第 11 項、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 4 条第 12 項並びに総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号）第 12 条第 13 項及び第 35 条第 13 項では、内閣総理大臣が区域計画を認定した際、遅滞なくその旨を公示しなければならない旨規定しているところ、これまでその公示方法について特段の定めがなかったことから、これを明確化するため、所要の改正を行う。

2. 改正の内容

（1）国家戦略特区支援利子補給金制度の対象事業の拡大に係る改正

国家戦略特別区域法施行規則第 1 条を改正し、新たに次の事業を加える。

- 産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資するものとして我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれる事業のうち、新たな価値若しくは経済社会の変化をもたらすもの又は国、地方公共団体、事業者、指定金融機関（国家戦略特別区域法第 28 条第 1 項

に規定する指定金融機関をいう。)その他の多様な主体が連携して戦略的かつ継続的に実施するものであって、次に掲げるもの

- ・地域の農林水産物を有効に活用した事業の多角化及び高度化その他の農林水産業及び関連する産業の体質の強化又は再生を図る事業
- ・地域の特性を活用した新たな観光資源の開発及び活用その他の地域間の交流又は定住の促進を図る事業
- ・再生可能エネルギーの利用の促進、地域の脱炭素化の促進その他の地域資源の有効活用又はエネルギーの安定的な供給の確保を図る事業
- ・大量の情報を高速度で送受信することを可能とする設備等の開発、提供又は導入その他の情報通信基盤の整備等に関する事業
- ・先端的な技術の活用等による交通の利便性の向上、貨物流通の効率化、円滑化及び適正化その他の地域における人又は物の円滑な移動の確保を図る事業
- ・先端的な技術の活用等による防災機能の確保、防犯性能の向上、サイバーセキュリティの確保その他の地域の安全性の確保に関する事業
- ・多様な主体が保有するデータの活用等による地域住民の健康の保持増進、地域における子育て支援又は高齢者、障害者等に対する生活支援、地域における教育の質の向上その他の地域住民の生活の改善及び向上を図る事業
- ・上記の事業のほか、新商品の開発若しくは生産、新技術の研究開発又は新役務の開発若しくは提供に関する事業その他の地域産業の高度化又は活性化、新産業の創出、雇用機会の増大、地域振興の拠点の形成、都市機能の増進等を通じた我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に特に資する事業

(2) 区域計画の認定の公示方法の明確化に係る改正

国家戦略特別区域法施行規則、構造改革特別区域法施行規則（平成 15 年内閣府令第 11 号）及び総合特別区域法施行規則（平成 23 年内閣府令第 39 号）をそれぞれ改正し、内閣総理大臣が区域計画を認定した際の公示については、「インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする」旨を規定する。

※上記改正のほか、所要の規定の整備を行う。

3. 今後の予定

公布日：令和 7 年 3 月中下旬

施行日：令和 7 年 4 月 1 日